



ふじい かずひろ	
藤井 一洋	
区 分	自治体関係
居 住 地	神奈川県
所属・役職	相模原市役所 企画財政局 企画部 土地利用調整課長

### 相談方法・連絡先

相談方法	メール及び電話
相談可能日時	随時(開庁時間8:30~17:15)
電話番号	042-769-8209
メールアドレス	k.fujii.cb@city.sagamihara.kanagawa.jp

### 取組の概要

- ・交通不便地域におけるコミュニティバスや乗合タクシー導入にあたり、地域住民・交通事業者・行政の三者協働や運行継続条件・導入基準等を包括させ、運行廃止の可能性も含めて制度化した。
- ・地域の運行協議会等において、市と地域の役割分担と協働体制の構築を説き、地域組織主導で住民説明会を開催させるなど、住民自ら取り組む姿勢を引き出した。

### 本人の言葉

中山間地域における生活交通の確保方策など、共通する課題をお持ちの自治体も多いと思いますが、本市の取り組みが少しでも参考になれば幸いです。  
多くの方々と意見交換をさせていただき、よりよい地域交通の検討を行っていきたいと考えております。

## 略歴等

- 平成 5年10月 相模原市役所入庁
- 平成19年 4月 都市建設局 まちづくり計画部都市交通計画課(交通政策の取組みに携わる)
- 平成22年 4月 都市交通計画課から都市鉄道・交通政策課に組織改編
- 平成25年 4月 企画財政局企画部企画政策課主幹(兼)さがみはら都市みらい研究所長
- 平成27年 4月 ~ 現在に至る 企画財政局企画部土地利用調整課長

## 取組の内容、先進性・独創性

- 交通不便地区等においてコミュニティバスや乗合タクシーの導入を検討
  - 地域住民・交通事業者・行政の三者協働や運行継続条件、導入基準等を包括させ、運行廃止の可能性も含めて制度化。「コミュニティバス導入の手引き(概要版)」【別添1】
  - 自治会の代表者により構成される地域組織(運行協議会、検討組織)を住民が自ら立ち上げ、地域の交通を地域で守る意識を醸成。

## 地域の活性化等への貢献度

- 交通不便地区等への新たな公共交通の導入により、買い物、通院等の生活の足が確保され、高齢者の外出機会の確保や公共交通利用者間での新たなコミュニティ(乗り合わせたことをきっかけとした新たな交流)の形成が促進。
  - ・内郷地区乗合タクシー利用者数[7~8割が高齢者]  
H21.10 189人→H22.10 287人(51.8%増)
- 利用促進と運行継続に向けて、地域住民の代表者により構成されている検討委員会が定期的に乗合タクシーだよりを発行している。【別添2】

## 知識・経験・熱意、地域の取組みでの存在感

- 平成19年度よりコミュニティバスの担当、平成20年度より乗合タクシーの担当を兼任、平成21年度よりチームリーダーとして取組を推進。
- 地域の運行協議会、検討組織において、市と地域の役割分担と協働体制の構築を説き、地域組織主導で地域住民説明会を開催させ、住民自ら取り組む姿勢を引き出すなど、地域組織の運営になくはない存在。

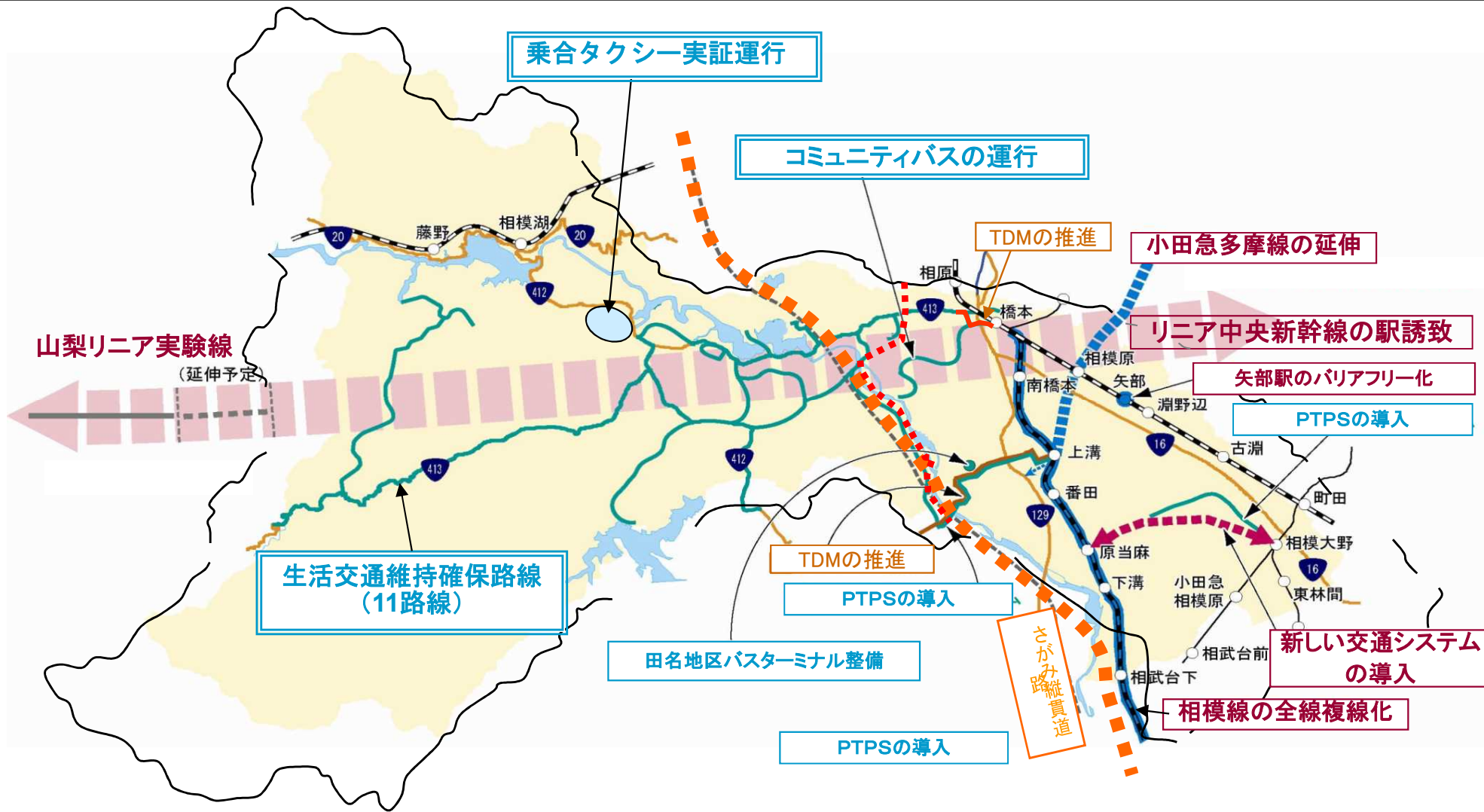
## 先達としての活動

- 講師として取組み事例を紹介。(関東運輸局主催)
  - ・H22. 9. 9 地域公共交通活性化・再生シンポジウム
- 取組みや「コミュニティバス導入の手引き」が評価され、事例を発表。(関東運輸局主催)
  - ・H20. 6. 2 自治体職員を対象とした企画事務研修
  - ・H21. 2. 6 バリアフリー基本構想策定支援セミナー
- 各地で生活交通の確保が問題となる中で、地域住民との協働と施策の効率的運用を両立させる制度を確立してきた取組みは、他の地域への参考となりうる。

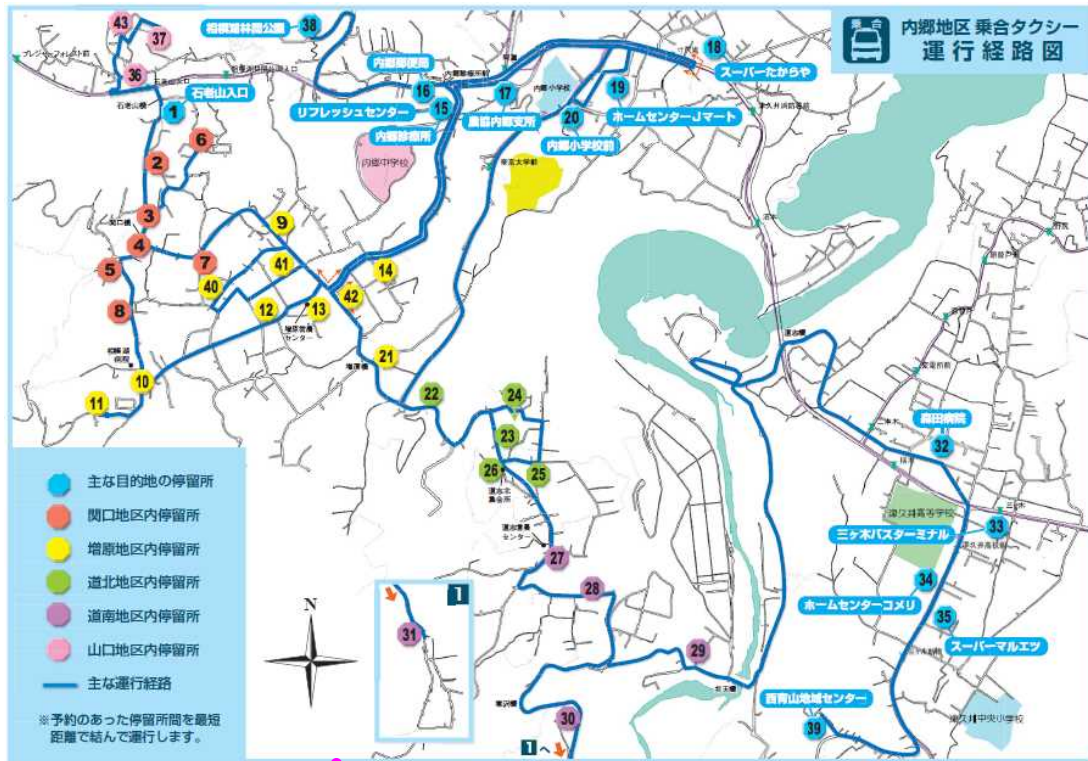


# 公共交通に係わる主な施策

- ・生活交通維持確保路線:「ピーク時間帯の1便あたり利用者数が10人未満」、「運賃収入が運行経費の27.5%未満」に該当する路線を対象として、沿線自治会等と見直しの協議を行う。
- ・コミュニティバスの運行:平成18年1月から実証運行を開始し、運行継続の基準を満たしたため平成21年1月から本格運行中。
- ・乗合タクシー実証運行:平成21年10月から実証運行を開始し、運行継続の基準を満たしたため平成23年4月から本格運行中。



# コミュニティバス・乗合タクシーの運行経路図



乗合タクシー運行経路図

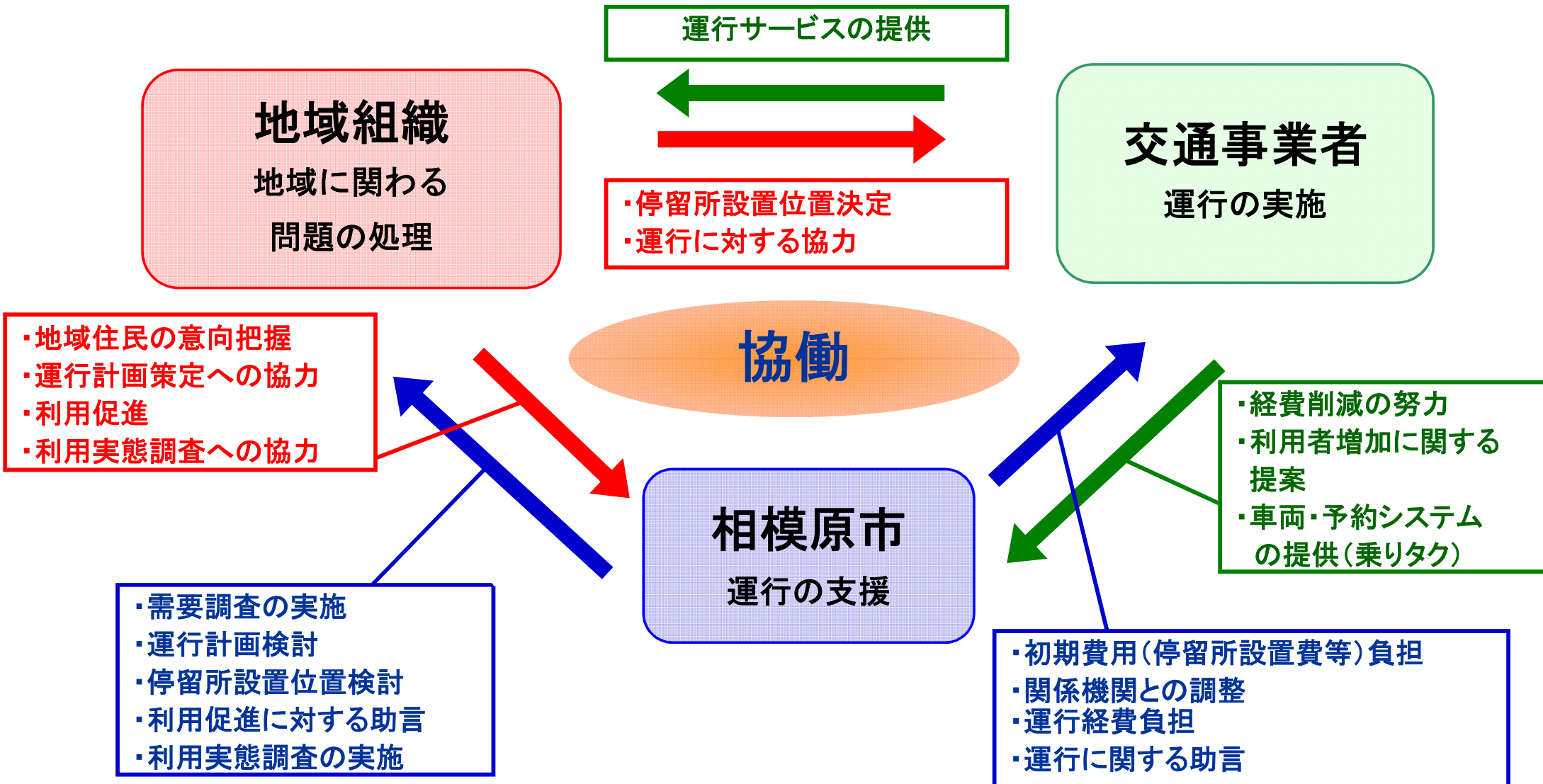


コミュニティバス運行経路図



## 運行に関わる役割分担

○「地域組織」、「行政」及び「事業者」の三者協働で運行する。



## 運行基準等

	コミュニティバス	乗合タクシー
運行目的	交通不便地区※における高齢者等移動制約者の生活交通の確保	津久井地域の交通空白地区等における高齢者等移動制約者の生活交通の確保
運行形態	定時定路線	需要応答型の区域運行を基本
運行間隔	毎時1本(8時台～18時台)	地域の需要に応じて設定(1日10便程度)
運賃	近隣の路線バス運賃と同等 (同等の割引サービス等も適用)	均一運賃を基本 (路線バスより高く、タクシーよりも安い設定)
停留所 間隔	原則として200m間隔  ※設置位置は、道路状況・土地利用状況・住民意向等を考慮して決定	地域の需要に応じて設定
車両	バリアフリー化されたバス	セダン、ワゴン型車両 事業者が所有する車両の使用を基本
運行継続 条件	「1便あたりの輸送人員が10人以上」、 かつ「運賃収入が車両償却費を除く運行経費の50%以上」	「稼働便の1便あたりの輸送人員1.5人以上」、 かつ「全運行本数に対する実運行本数の稼働率が50%以上」
導入状況	本格運行:1路線、検討中:2地区	実証運行:1路線、検討予定:3地区

※交通不便地区:「市街化区域」又は「区域区分が定められていない都市計画区域のうち、用途地域の指定がある区域」において、**鉄道駅から1,000m以上離れ、かつ、バス停留所から300m以上離れた地区**

# 導入検討の流れ

※赤字の項目は地域組織が主体的に取り組む事項

